

## 安全データシート

### 1. 製品及び会社情報

製品名	: ネジやま救助隊 ゆるみ止め
供給者の会社名称	: 東亜合成株式会社
住所	: 東京都港区西新橋 1-14-1
部門名	: 機能化学品事業部 (接着剤G)
電話番号	: 03-3597-7275
FAX 番号	: 03-3597-7353
緊急連絡電話番号	: 0766-44-7401 (高岡工場代表)
推奨用途及び使用上の制限	: 本製品の用途は業務用 (工業用) 接着剤です。その他特殊用途に使用される場合には貴社にて事前に安全性をご確認の上、ご使用下さい。体内に埋植、注入したり、または体内に本製品の一部が残留する恐れのある用途には使用しないで下さい。

### 2. 危険有害性の要約

#### 【GHS分類】

物理的危険性	: 爆発物 区分外
	: 可燃性又は引火性ガス (化学的に不安定なガスを含む) 分類対象外
	: エアゾール 分類対象外
	: 支燃性又は酸化性ガス 分類対象外
	: 高压ガス 分類対象外
	: 引火性液体 区分外
	: 可燃性固体 分類対象外
	: 自己反応性化学品 分類できない
	: 自然発火性液体 区分外
	: 自然発火性固体 分類対象外
	: 自己発熱性化学品 分類できない
	: 水反応可燃性化学品 区分外
	: 酸化性液体 分類できない
	: 酸化性固体 分類対象外
	: 有機過酸化物 区分外
	: 金属腐食性物質 分類できない
健康有害性	: 急性毒性 (経口) 分類できない
	: 急性毒性 (経皮) 分類できない
	: 急性毒性 (吸入: 気体) 分類対象外
	: 急性毒性 (吸入: 蒸気) 分類できない
	: 急性毒性 (吸入: 粉じん、ミスト) 分類できない

- : 皮膚腐食性又は皮膚刺激性 分類できない
- : 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 分類できない
- : 呼吸器感作性 分類できない
- : 皮膚感作性 分類できない
- : 生殖細胞変異原性 分類できない
- : 発がん性 分類できない
- : 生殖毒性 分類できない
- : 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 分類できない
- : 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 分類できない
- : 吸引性呼吸器有害性 分類できない
- 環境有害性 : 水生環境有害性(急性) 分類できない
- : 水生環境有害性(長期間) 分類できない
- : オゾン層への有害性 分類できない
- 他の危険有害性 : 皮膚接触により皮膚炎/中毒を起こすことがある。  
光、熱、ラジカル等により重合反応を引き起こし、多量の熱を発生する恐れがある。

**【GHSラベル要素】**

- 絵表示 : なし
- 注意喚起語 : 該当する注意喚起語はない
- 危険有害性情報 : 該当する危険有害性情報はない
- 注意書き
- 【安全対策】 : 該当する JIS 規定の文言はない  
本品の反応性と作業内容および作業環境（遮光など）の安全性を確認の上、使用すること。  
取扱いおよび使用後はよく手を洗うこと。  
保護手袋および保護眼鏡・保護面を着用すること。  
製品の入った容器を加熱する場合は全体をおだやかに加温すること。
- 【応急措置】 : 該当する JIS 規定の文言はない  
皮膚に付着した場合、汚染された衣類を脱ぎ/取り除き、多量の水と石鹼で洗うこと。  
眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて、容易に外せる場合は外すこと。
- 【保管】 : 該当する JIS 規定の文言はない  
酸素を遮断すると重合のおそれがあるため、必ず空気を封入して蓋を固く締め付ける。窒素封入禁止。
- 【廃棄】 : 該当する JIS 規定の文言はない  
内容物や容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。
- 重要な徴候及び想定される非常事態の概要 : 情報なし

### 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物  
 一般名 : メタクリル酸エステル化合物を主成分とする混合物

化学物質等の名称	含有量 (%)	化学式	官報公示整理番号		CAS 番号
			化審法番号	安衛法番号	
メタクリル酸エステル化合物	> 90	企業秘	企業秘	企業秘	企業秘
クメン	< 1	C9H12	3-22	公表	98-82-8
シリカ	< 5	SiO <sub>2</sub>	1-548	公表	企業秘
トルエン	< 0.3	C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> -CH <sub>3</sub>	3-2	公表	108-88-3
その他	< 5	企業秘	企業秘	企業秘	企業秘

分類に寄与する不純物及び安定化添加物 : 分類に寄与しないが、重合防止剤を含有。

### 4. 応急措置

吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は、医師の診断／手当てを受けること。

皮膚に付着した場合 : 汚染された衣類を直ちに全て脱ぐこと。衣類が皮膚に密着している場合には無理にはがしてはならない。多量の水で洗うこと。皮膚に刺激がある場合は、医者の手当てを受ける。

眼に入った場合 : 水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。苦痛が生じたり、症状が持続する場合は、眼科医を受診すること。

飲み込んだ場合 : 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。気分が悪い時は、医師の診断／手当てを受けること。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状 : 皮膚に付着した場合：皮膚乾燥、紅疹(発赤)、かゆみ、発疹を引き起こす恐れがある。

応急措置をする者の保護 : 適切な保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。

医師に対する特別な注意事項 : 症状に合わせて処置すること。

### 5. 火災時の措置

適した消火剤 : 乾燥砂、粉末消火剤、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、泡消火剤

使ってはならない消火剤 : 棒状注水、水バケツ

消火を行う者の保護 : 耐薬品性着衣を着用する。適切な呼吸用保護具を用いる。

- 
- 特有の危険有害性 : 不完全燃焼、高温等により有害物質が生成する恐れがある。
- 特有の消火方法 : 関係者以外立入禁止。  
安全に実行可能であればすべての着火源を除去すること。  
可燃物の流出がある場合には流出を止める。  
危険でなければ危険区域から容器を移動する。  
消火作業は風上から行う。  
風下の作業者、周辺住民への連絡・避難要請を行うこと。  
移動できない場合は、容器およびその周辺に散水し、輻射熱による温度上昇を防ぐこと。
- 

## 6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、  
保護具および緊急時措置 : 関係者以外立入禁止。  
第7項および第8項の保護対策を参照する。  
作業者は適切な保護具（8項『保護具』参照）を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。  
適切な保護具を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。  
火災が発生していない場合でも、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。  
直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。  
密閉された場所では、立入る前に換気する。
- 環境に対する注意事項 : 環境への放出を避けること。  
漏出物は回収すること。
- 回収・中和方法
- 少量の場合 : 吸収材（例；乾燥土、砂、不燃性布）で拭き取る。  
密閉できる遮光性の空容器に回収すること。
- 大量の場合 : 広範囲へ広がらないようにすること（例、堰やオイルフェンスを設置する）。  
密閉できる遮光性の空容器に回収すること。
- 封じ込め及び浄化方法及び機材 : 安全に対処できるならば漏洩を止めること。
- 二次災害の防止策 : 安全に実行可能であればすべての着火源を除去すること。  
排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。
- 

## 7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い
- 技術的対策（局所排気・全体換気等） : 第8項『設備対策』を参照。
- 安全取扱注意事項 : 眼、皮膚、衣類につけないこと。  
換気の良い場所でのみ使用すること。  
裸火禁止。禁煙。  
指定された個人用保護具を使用すること。  
反応性・危険性に対する安全確認のために使用前に予備試験を行うこと。

粘度を下げるための加熱でも急激な重合を引き起こす危険性がある。予め加熱温度・時間についての小スケール試験で安全性を確認すること。

- 接触回避 : 第 10 項を参照。  
 衛生対策 : この製品を使用するときに、飲食または喫煙をしないこと。  
 皮膚、眼、衣服との接触を避ける。  
 取扱い後はよく手を洗うこと。

**保管**

- 技術的対策 : 消防法の規定に適する貯蔵設備に保管する。  
 品質保証期間を越えて長期保管しないこと。  
 混触危険物質 : 第 10 項を参照。  
 安全な保管条件 : 日光から遮断すること。熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。-禁煙。  
 酸素を遮断すると重合のおそれがあるため、必ず空気を封入して蓋を固く締め付ける。窒素封入禁止。  
 換気の良い場所で保管すること。  
 安全な容器包装材料 : ポリエチレン（遮光）、ポリプロピレン（遮光）

**8. ばく露防止及び保護措置**

- 管理濃度 : 下表を参照。  
 許容濃度(日本産業衛生学会) : 下表を参照。  
 許容濃度(ACGIH) : 下表を参照。

成分名	管理濃度	許容濃度(日本産業衛生学会)	許容濃度(ACGIH)
トルエン	20ppm	50ppm(188mg/m <sup>3</sup> )(皮)	TWA 20 ppm, STEL -
クメン	—	—	TWA 50 ppm, STEL -

- 設備対策 : 十分な洗浄設備を備えること。  
 十分に換気すること。

**保護具**

- 呼吸用保護具 : 換気が十分でない場合には、適切な呼吸用保護具を着用すること。  
 手の保護具 : 耐溶剤性のゴム手袋  
 眼の保護具 : 保護眼鏡/顔面保護具を着用すること。  
 皮膚及び身体の保護具 : 実験用エプロン

---

## 9. 物理的及び化学的性質

### 外観

物理的状态、形状	: 液体
色	: 赤色
臭い	: 特有の臭気
pH	: データなし
融点	: データなし
沸点	: データなし
引火点	: 110 ° C (クリーブランド開放式)
燃焼又は爆発範囲(上限、下限)	: データなし
蒸気圧	: データなし
相対蒸気密度	: データなし
比重	: 1.1 (at25°C)
溶解度	: データなし
n-オクタノール/水の分配係数 (log Kow)	: データなし
自然発火温度	: データなし
分解温度	: データなし
粘度(粘性率)	: 850 - 1000 mPa・s (at25°C)

---

## 10. 安定性及び反応性

反応性、化学的安定性	: 通常の手扱いにおいては安定である。
危険有害反応可能性	: 嫌気条件下や不活性ガス封入により重合・爆発を起こす危険性がある。
避けるべき条件	: 光、熱。 混触危険物質との混合。 嫌気条件下や不活性ガス封入。
混触危険物質	: 酸化剤、強酸、過酸化剤、金属粉、一級および二級アミン類
危険有害な分解生成物	: 熱分解により次のものを生成する：情報なし

---

## 11. 有害性情報

急性毒性 (経口)	: 計算値の結果から区分外となったが、87%は毒性未知の成分であったので、分類できないとした。
急性毒性 (経皮)	: 計算値の結果から区分外となったが、97%は毒性未知の成分であったので、分類できないとした。

---

急性毒性 (吸入:気体)	: 情報なし
急性毒性 (吸入:蒸気)	: 情報なし
急性毒性 (吸入:粉じん)	: 情報なし
急性毒性 (吸入:ミスト)	: 情報なし
皮膚腐食性/皮膚刺激性	: 情報なし
眼に対する重篤な損傷/刺激性	: 情報なし
皮膚感作性	: 情報なし
呼吸器感作性	: 情報なし
生殖細胞変異原性	: 情報なし
発がん性	: 区分2の成分(クメン)を0.1%以上、1%未満含有する。
生殖毒性	: 区分1A、授乳影響の成分(トルエン)を0.1%以上、0.3%未満含有する。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	: 情報なし
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	: 情報なし
吸引性呼吸器有害性	: 本製品の試験データがないので、分類できないとした。
有害性その他	: 情報なし

---

## 12. 環境影響情報

### 生態毒性

水生環境有害性(急性)	: 加算法で(急性1×M×100) + (急性2×10) + (急性3) < 25%で、分類できないとした。(97%は毒性未知の成分)
水生環境有害性(長期間)	: 加算法で長期間1+長期間2+長期間3+長期間4 < 25%で、分類できないとした。(99%は毒性未知の成分)
残留性・分解性	: 情報なし
生体蓄積性	: 情報なし
土壌中の移動性	: 情報なし
オゾン層への有害性	: 分類できない: モントリオール議定書の附属書に列記された成分を含まない。

---

## 13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	: 内容物/容器を『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』に従って廃棄すること。
-------	--

都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して処理する。  
 廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。  
 許可を得た収集業者の分別回収に準拠して内容物／容器を破棄する。  
 汚染容器及び包装 : 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。  
 洗浄後、リサイクルするか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従って廃棄する。

## 14. 輸送上の注意

### 国際規制

海上規制情報 : IMO の規定に従う。  
 UN-No. : Not subject  
 Marine pollutant : Not applicable  
 航空規制情報 : ICAO/IATA の規定に従う。  
 UN-No. : Not subject

### 国内規制

陸上規制 : 消防法の規定に従う。  
 海上規制情報 : 船舶安全法の規定に従う。  
 国連番号 : 該当なし  
 海洋汚染物質 : 非該当  
 航空規制情報 : 航空法の規定に従う。  
 国連番号 : 該当なし

指針番号 : 171

特別な輸送上の注意 : 輸送に際しては直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実にすること。  
 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。重量物を上積みしない。

## 15. 適用法令

労働安全衛生法 : 作業環境評価基準（法第65条の2第1項） トルエン  
 名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号・別表第9） シリカ  
 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号・別表第9）  
 クメン、シリカ、トルエン  
 労働基準法 : 疾病化学物質（法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1） トルエン  
 消防法 : 第4類引火性液体、第三石油類非水溶性液体（法第2条第7項危険物別表第1）



---

化審法	: 一般化学物質
化学物質排出把握管理促進法 (P R T R法)	: 第1種指定化学物質及び第2種指定化学物質を1%以上含有しない(第2条、施行令別表第1、別表第2)
毒物及び劇物取締法	: 特定毒物・毒物・劇物に該当しない
港則法	: 非危険物
船舶安全法	: 非危険物
航空法	: 非危険物
大気汚染防止法	: 有害大気汚染物質、優先取組物質(中央環境審議会第9次答申) トルエン 揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達) トルエン、クメン
高圧ガス保安法	: 高圧ガスに該当しない
外国為替及び外国貿易法	: 輸出貿易管理令別表第1の16の項(キャッチオール規制)
海洋汚染防止法	: 有害物に関する国際海事機関海洋環境保護委員会の判定を受けていない。(第3条、施行令別表第一の一、二)
水質汚濁防止法	: 指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3) トルエン
下水道法	: 施行令第9条の四の物質に該当しない
火薬類取締法	: 火薬類に該当しない
土壤汚染対策法	: 特定有害物質を含有しない
オゾン層保護法	: 施行令別表の物質を含有しない
悪臭防止法	: 特定悪臭物質(施行令第1条) トルエン

---

## 16. その他の情報

本データシートは JIS Z 7252 : 2014、JIS Z 7253 : 2012 に準じて作成しています。

その他 : 略語一覧  
ACGIH ; 米国産業衛生専門家会議

---

### 記載内容の取扱い

記載内容は、現時点で入手できる資料、情報、データ等に基づいて作成されておりますが、含有量、物理化学的性質、危険・有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではありません。また、注意事項は通常の見取り図を対象としたものなので、特殊な取扱いの場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご使用ください。

以上

---